

非木造住宅の耐震診断 を支援します

非木造住宅の耐震診断にかかる費用
を最大で765万円まで助成します。



非木造住宅……鉄骨造、鉄筋コンクリート造（壁式鉄筋コンクリート造を除く）又は鉄骨鉄筋コンクリート造等の一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む）

■対象建築物

下記の要件をすべて満たすもの。ただし、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成の対象建築物を除く。

- ・ 1981(昭和56)年5月31日以前に建築に着工したもの
- ・ 耐火建築物または準耐火建築物(鉄筋コンクリート造や鉄骨造など)
- ・ 建築物の用途が住宅であること(長屋、共同住宅等を含む)
- ・ 建築基準法及びこれに基づく命令の規定に適合していること
- ・ 耐震診断に必要な当該建築物の設計図書に不備のないもの

■助成金の額

助成金の額は耐震診断に係る費用の額(※1)です。ただし、対象となる建築物の延べ面積に応じて下表に定める額を限度額とします。

対象建築物の延べ面積(※2)		限度額(※3)
800㎡未満		延べ面積㎡×2,040円/㎡
800㎡以上	1,100㎡未満	1,632,000円
1,100㎡以上	1,600㎡未満	延べ面積㎡×1,530円/㎡
1,600㎡以上	2,400㎡未満	2,448,000円
2,400㎡以上	5,000㎡未満	延べ面積㎡×1,020円/㎡
5,000㎡以上	10,000㎡未満	510万円+(延べ面積㎡-5,000㎡)×510円/㎡
10,000㎡以上		765万円

(※1) 消費税は助成対象外

(※2) 店舗・事務所など住宅以外の用途が過半の場合は住宅部分のみの面積を適用

(※3) 千円未満の端数は切り捨て

■助成対象者

- ・ 助成対象建築物の所有者
 - ※ 区分所有建築物の場合は、その管理組合の代表者又は区分所有者全員の同意により区分所有者のうちから選任された方
 - ※ 共有建築物の場合は、共有者全員の同意により共有者のうちから選任された方
 - ※ 所有者が法人の場合は、中小企業者(「宅地建物取引業法」に規定する宅地建物取引業者を除く)または「一般社団法人又は一般財団法人に関する法律」に規定する一般社団法人等であること
- ・ 住民税等及び対象建築物の固定資産税を滞納していない方

■耐震診断の方法

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)に適した方法で耐震性能を判定します。

- ・ 鉄骨造……「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」に定める診断の方法 等
- ・ 鉄筋コンクリート造……「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」に定める「第2次診断法」 等
- ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造……「2009年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」に定める「第2次診断法」 等

■手続き

1. 事前相談

建築年度、構造や対象建築物の延べ面積などを設計図書等で確認のうえ、耐震診断を実施する前にご相談ください。

2. エントリー

事前相談後、助成対象建築物の要件を確認のうえ、エントリー申請書（第1号様式）を提出してください。

3. 交付申請

助成金交付申請通知書を受取りましたら、助成金交付申請書（第5号様式）に、下記の書類を添付して申請してください。（※4）

- ・ 建築確認通知書の写し（※5）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 耐震診断に係る費用の見積書
- ・ その他必要と認める書類

交付決定時の金額はあくまでも助成金交付予定額であり、実際に助成する額とは異なる場合があります。

また、交付決定後、申請内容を変更しようとするときは、変更申請書（第8号様式）を提出してください。

（※4）事業が2年度以上にわたる場合においては、事前に全体設計（変更）承認申請書（第3号様式）を提出してください

（※5）建築確認通知書の交付年月日がわかるものでも可（台帳記載事項証明等）

4. 耐震診断着手

交付決定通知を受けてから、速やかに耐震診断に着手してください。

耐震診断に着手後、非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断着手届（第10号様式）を提出してください。

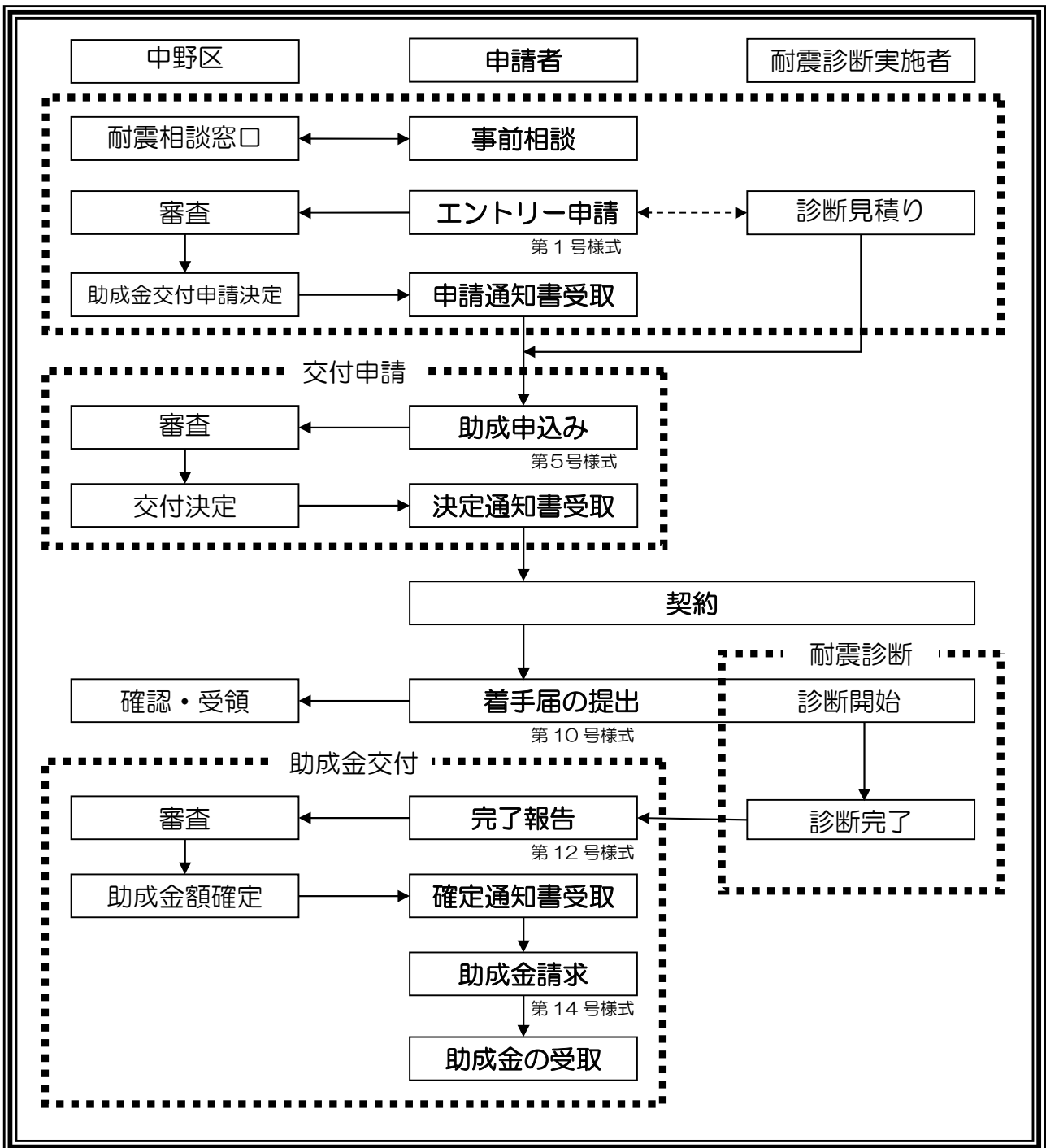
5. 助成金交付

耐震診断を完了したときは、非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断完了報告書（第12号様式）に下記の書類を添付して提出してください。

- ・ 耐震診断の結果が確認できる書類の写し
- ・ 耐震診断に係る費用の明細書の写し
- ・ 耐震診断に係る費用の領収書の写し
- ・ その他必要と認める書類

なお、非木造住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付請求書（第14号様式）は助成金額確定通知書の受取後に提出してください。

非木造住宅の耐震診断助成の手続きの流れ



ご質問・お申込みは必ず区役所に！

**中野区役所 9階8番窓口
建築課 耐震化促進係
TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471**